

第3期対馬市教育振興基本計画



令和8年3月
対馬市教育委員会

目 次

第1章 対馬市教育振興基本計画の策定

- 1 計画策定の趣旨 1
- 2 計画の性格 1
- 3 計画の期間 2

第2章 対馬市が目指す教育

- 1 対馬市教育方針 3
- 2 対馬市教育方針の解説 3
- 3 対馬市教育努力目標 5
- 4 対馬市教育努力目標の解説 5
- 5 対馬市教育振興基本計画体系図 7

第3章 対馬市の教育をめぐる課題と主要施策

- 1 教育環境における課題と主要施策 8
- 2 学校教育における課題と主要施策 14
- 3 生涯学習における課題と主要施策 25
- 4 文化財の保存と活用における課題と主要施策 35

第4章 計画の着実な推進のために

- 1 計画の進捗管理 48
- 2 計画の見直し 48

第1章 対馬市教育振興基本計画の策定

1 計画策定の趣旨

教育基本法第17条において、国は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本的な計画を策定すること、地方公共団体は、国の計画を参酌し、地域の実情に応じ基本的な計画を策定するよう努めなければならないことが定められています。

対馬市教育委員会では、「対馬市総合計画」に基づき本市の教育施策を総合的かつ計画的に推進するため平成29年3月に「対馬市教育振興基本計画」（平成28年度から令和2年度）を、その後、令和3年3月に「第2期対馬市教育振興基本計画」（令和3年度から令和7年度）を策定し各施策を実施してきました。

この間、高度情報化や少子高齢化、グローバル化の更なる進展など社会情勢の変化に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大により、体験活動の機会が減少するなどの事態が生じた一方、ICT機器の活用によるオンライン教育が急速に進展し、学びの変容がもたらされました。

このような社会の変容や教育を取り巻く状況等を踏まえ、新たに、「第3期対馬市教育振興基本計画」を策定し、本市教育行政の振興に努めてまいります。

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

2 計画の性格

- (1) 本市教育委員会に関連する施策全体を網羅した計画であり、本市の教育行政推進の基本と位置付けています。
- (2) 本計画は、対馬市総合計画の教育分野の活動計画であり、また、教育委員会が所管するもの以外の、各種の分野別計画との整合性を保ちながら事業の推進を図るものです。

- (3) 本計画は、固定されるものではなく、社会情勢の変化などに伴い変更の必要が生じた場合は、遅滞なく変更を行い、適宜に応じた教育の指針を示すものです。
- (4) 本計画が網羅する範囲は、基本的に本市教育委員会が所管する施策の範囲とします。ただし、幼児教育や環境教育、道徳教育、食育、文化振興など教育委員会以外が担う施策についても、必要に応じて言及しています。

3 計画の期間

この計画は、令和8年度から令和12年度までの5か年計画とします。



第2章 対馬市が目指す教育

1 対馬市教育方針



対馬市教育方針

対馬市教育委員会は、市民相互の理解と固い決意を礎に人間尊重の理念と島の活性化を基調とした教育の島を確立し、希望に満ちたまちづくりに寄与しなければならない。

このため、我々は国家と国際社会の形成者としての自覚を高め、生涯学習を通じ豊かな人間性を培うとともにアジアに発信する進取な市民の育成に努める。

さらに、教育に携わる者は市民とともに深い教育愛と強い使命感に徹し、自ら識見の高揚を図り先駆的で自由な創造力を養い教育の充実と市民の至福に資する。

2 対馬市教育方針の解説

【「市民相互の理解と固い決意を礎に人間尊重の理念」について】

日本国憲法及び教育基本法においては、人間尊重の精神が基調とされていることは周知のことであり、この人間尊重の理念を強調し、個人の尊厳を市民一人一人が重んじ、その深層に深く決意することを礎とする。

【「島の活性化を基調とした教育の島」について】

未来をつなぐ子どもたちが、希望に満ちたまちづくりを進める上で、教育についても島の活性化に即したものである必要がある。対馬市教育委員会は、その目的としてふるさと教育を進めることで、子どもたちがこの対馬という郷土に対し、郷土愛、郷土に対する誇りと自信を持つ学習を行うこととした。

【「国家と国際社会の形成者としての自覚を高め」について】

政治・経済・文化・スポーツ等の様々な分野において、国際的な相互依存の関係が深まる中で、国家・国際社会の一員としての自覚と責任を身につけた心豊かな人間が、これまで以上に強く求められている。

【「生涯学習を通じ豊かな人間性を培う」について】

市民の学習意欲の高まりと多様化するニーズに対応するため、一人一人が心豊かで生きがいのある生活を創造できるように、生涯学習に携わる機会の確保を行う。

【「アジアに発信する進取な市民の育成」について】

対馬は、古代から大陸との交流の窓口としての役割を果たしており、いわば島全体が、日本と大陸を結ぶ「海の道」に位置していることを念頭に、21世紀における国際社会の中で、対馬市が自立、発展していくためには、地理的、歴史的条件を活かし、東アジアと日本を結ぶ拠点都市として、広域的な交流を促進していくことが必要であり、対馬市の将来像として「アジアに発信する歴史海道都市対馬」を目指すため、従来の慣習・考え方にとらわれることなく、積極的に新しい物事へ取り組んでいく市民の育成を行う。

【「教育に携わる者の堅持すべき教育観」について】

教育は人と人との交わり、魂と魂との触れ合いの中で、人間の持つ可能性を引き出し、伸ばしていく極めて次元の高い営みであり、その成果は、教育に携わる者自身の人格や識見の深さに関わってくる。

したがって、「教育に携わる者は、その使命感に徹し、自らの識見を高める」とともに、「深い教育愛と先駆的で自由な想像力を身につけ、相和して対馬市教育の充実発展に努め、そのことが市民の幸せとなる」こととした。



3 対馬市教育努力目標



対馬市教育努力目標

- 1 郷土を知り、愛し、未来につなぐ学びの充実
- 2 安全・安心な教育環境の整備・充実
- 3 確かな学力・豊かな心を育てる学校教育の推進
- 4 国際化に対応できる教育の推進
- 5 一人一人が生きがいを持ち、地域づくりにつながる生涯学習の推進
- 6 心身の健康と活力を育てるスポーツの振興
- 7 お互いの心と命を思いやる人権教育の推進
- 8 文化遺産の保護と活用の推進

4 対馬市教育努力目標の解説

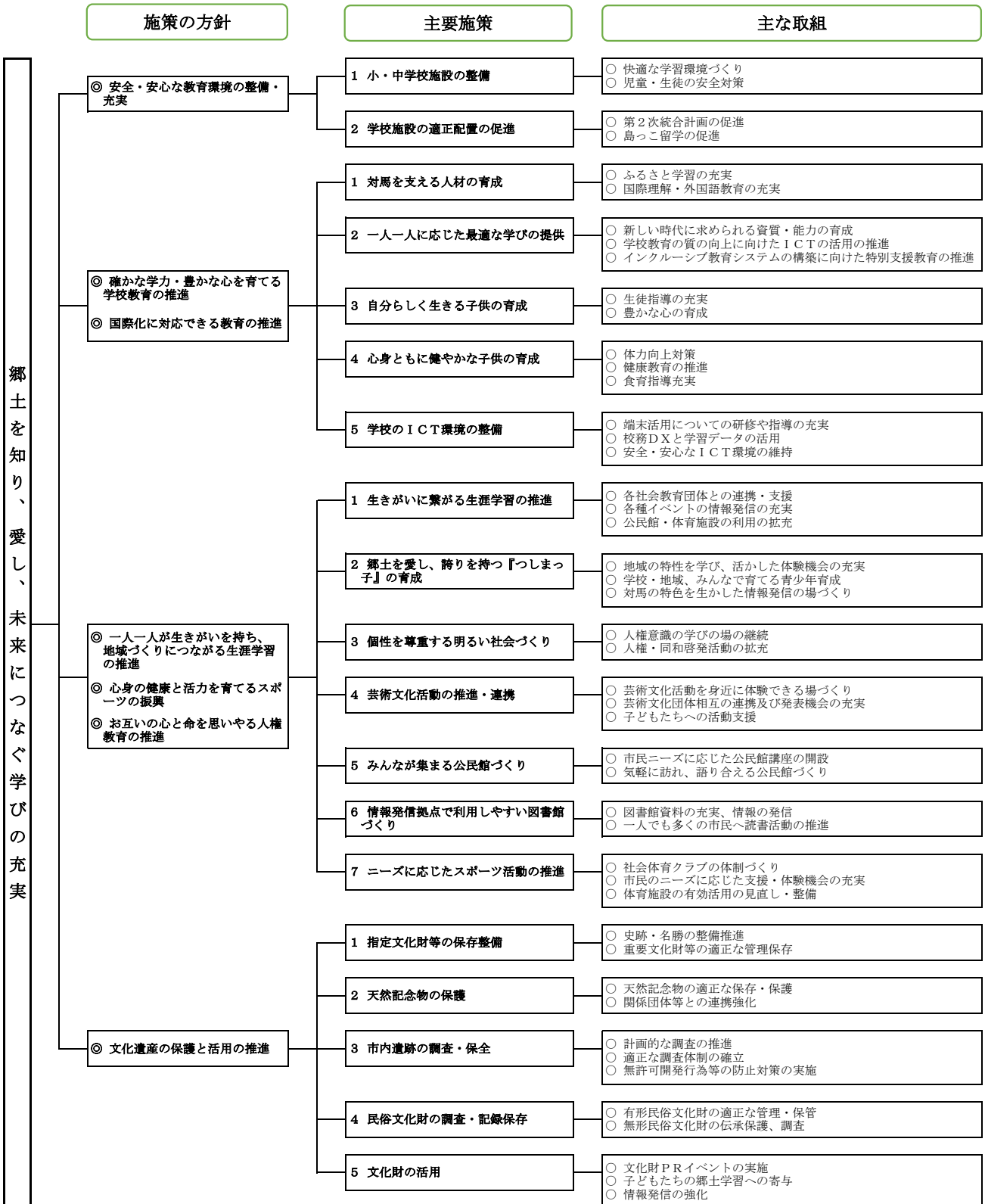
- 郷土を知り、愛し、未来につなぐ学びの充実
教育努力目標の全体総括的な目標とし、市民一人一人が郷土の自然を愛し、郷土の歴史を学び、郷土に対する畏敬の心を持つことにより、郷土に対する誇りと自信を涵養し、対馬のあるべき未来に向けた学習への取り組みを図っていきます。
- 安全・安心な教育環境の整備・充実
児童・生徒等が一日の大半を過ごす学習・生活の場としての学校施設に対する安全・安心な環境の整備・充実を図っていきます。
- 確かな学力・豊かな心を育てる学校教育の推進
変化の激しい社会の中で、子どもたちが未来を切り開き、自己実現を図るうえで重要となる確かな学力の定着と向上に取り組むとともに、子どもの豊かな心や命を大切に作る心、人間関係を築く力、主体的に判断し適切に行動する力などを育むためにも、道徳教育や人権教育を推進していきます。

- 国際化に対応できる教育の推進
国際的な相互依存の関係が深まる中で、自国の文化や異文化への理解を深め、時代の変化や国際化に対応できる能力の育成を目指し、国家・国際社会の一員としての自覚と責任を身につけるための教育を推進していきます。
- 一人一人が生きがいを持ち地域づくりにつながる生涯学習の推進
誰もが住みやすい地域づくりのためには、一人一人の役割が大切であることへの「気づき」を意識付け、みんなが支え合い、共に生きていく地域づくりを考え、自分にできることを探して行動していきます。また、趣味としての生きがいづくりにとどまることなく、地域の活性化に根差した生涯学習の場を推進していきます。
- 心身の健康と活力を育てるスポーツの振興
心身の両面に影響を与える文化としてのスポーツは、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や個人の心身の健全な発達に必要不可欠なものであり、人々が生涯にわたってスポーツに親しむことができるスポーツ環境の整備・振興を図っていきます。
- お互いの心と命を思いやる人権教育の推進
人権教育は、人権の意義や重要性を単に知識として認識するだけでなく、人間尊重の精神を生活の中に生かしていくことも求められています。市民一人一人がさまざまな人権問題についての認識を深め、一歩進んで、お互いの心・命まで思いやれる人間性の育成を目指した人権教育の推進を図っていきます。
- 文化遺産の保護と活用の推進
文化財は長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な財産であり、これをいかに保護し、次の世代に伝えていくかが重要な課題となっています。特に対馬は、大陸との交流を示す歴史的遺産や遺物が多く残され、これらの保存整備と活用を図りながら、これからの新しい対馬づくりを推進していきます。

5 対馬市教育振興基本計画体系図

対馬市教育方針

対馬市教育委員会は、市民相互の理解と固い決意を礎に人間尊重の理念と島の活性化を基調とした教育の島を確立し、希望に満ちたまちづくりに寄与しなければならない。
 このため、我々は国家と国際社会の形成者としての自覚を高め、生涯学習を通じ豊かな人間性を培うとともにアジアに発信する進取な市民の育成に努める。
 さらに、教育に携わる者は市民とともに深い教育愛と強い使命感に徹し、自らの識見の高揚を図り先駆的で自由な創造力を養い教育の充実と市民の至福に資する。



郷土を知り、愛し、未来につながる学びの充実

第3章 対馬市の教育をめぐる課題と主要施策

1 教育環境における課題と主要施策

～安全・安心な教育環境の整備・充実～

教育施設の中でも学校施設は、児童・生徒が一日の大半を過ごす場所であり、学習・生活の場として、安全・安心で快適な教育環境を整備する必要があります。また、災害時には、地域の人々の緊急避難場所としての役割も果たすことから、老朽化への対応、さらには、校内環境の空調設備の充実やバリアフリー化等、施設整備の計画的な取り組みが求められています。

本市では、小・中学校施設の耐震補強整備は平成27年度末までに完了しており、天井等に係る落下防止対策が必要な体育館等はありませんが、今後の更なる安全対策として外壁等の非構造部材^{*1}に係る耐震化についても検討の必要性が生じています。

また、近年、猪・鹿などの有害鳥獣の学校施設への侵入が頻繁に目撃されたことから、子供の安全確保として平成28年度を初年度に周辺フェンスの設置事業に取り組んでいます。

一方、本市の学校施設は、校舎で昭和40年代後半から平成2年までに31校中25校、体育館は20校が建設されています。昭和38年建設の巖原小学校に限らず、すべての学校施設において老朽化が著しく、修繕等においても大規模修繕が必要とされ、その箇所数についても年々増加傾向となっています。このことから、学校施設長寿命化計画のフォローアップを実施し施設の長寿命化^{*2}を図る必要があります。

あわせて、少子高齢化等による過疎化の進行も著しく、児童・生徒数の減少に伴い、本市における小・中学校の規模は、令和7年5月1日現在、小学校の60%が50人以下の過小規模校で、中学校は11校中、1校が複式学級となっています。

また、文部科学省の基準による適正規模の該当校は小学校1校のみで、そのほとんどは適正規模を満たしておらず、子供たちにとって望ましい環境設備であるか検証する必要があります。

多様な教育活動を展開するうえで、児童・生徒の豊かな人間関係を築き、社会性を身につけるためには、適正な規模の集団は必要であり、学校施設の統廃合を余儀なくされています。

一方、通学距離・通学時間等を考慮し児童・生徒の心身に過度に負担をかけない範囲での学校統合についても考慮しなければなりません。令和3年度からの第2期対馬市立学校及び幼稚園等統合推進計画に沿って、社会情勢、児童・生徒数の状況を見極めながら事業を進めていく必要があります。

学校などの教育環境施設において、子供たちをはじめ、地域住民が安心して生活し活動できることは保障されるべきものであり、そのために、私たちは「安全・安心な教育環境の整備・充実」として次の主要施策を掲げ取り組んでまいります。

※1 **非構造部材**：天井、照明器具、窓・ガラス、外壁（外装材）、内壁（内装材）、設備機器、テレビなどの備品類、家具等構造体以外の部材

※2 **施設の長寿命化**：国・地方とも厳しい財政状況の下、限られた予算でできるだけ多くの学校について、安全面や機能面の改善を図るため、長寿命化改修に重点を移すことが重要になっている。中長期的な維持管理等に係るトータルコストの標準化を図りつつ、学校施設に求められる機能・性能を確保する。

主要施策 1 小・中学校施設の整備

現 状

学校は児童・生徒が一日の大半を過ごす場所であり、安全・安心で快適な施設の整備が必要です。また、災害時には、地域の人々の緊急避難場所としての役割も果たしています。本市では、平成27年度に学校施設の耐震化は完了していますが、天井材の落下などの被害が発生していることから、非構造部材の耐震点検を行う必要があります。



また、普通教室の空調設備は整備されているものの、特別教室の設置率が国・県と比較し低い状況です。

課 題

本市の学校施設は、建築後40年を経過している校舎が多く、もっとも古い厳原小学校（建築後60年経過）は、建替改築事業を計画しています。他の施設についても老朽化が著しく、屋根改修や浄化槽改修等、大規模な改修が必要とされ、軽微な維持補修では対応できない状況です。このため、学校施設長寿命化計画のフォローアップを実施し施設の長寿命化を図る必要があります。

また、近年の気候変動により高温となる期間が長くなっており、特別教室の空調設備の設置が急がれます。

蛍光灯は、2027年（令和9年）末までにすべての一般照明用蛍光灯の製造・輸出入が禁止されるため、LED照明への計画的な切り替えが必要です。

主な取組

【快適な学習環境づくり】

老朽化した学校施設の改修や適切な維持・管理・営繕を推進し、快適な学校環境づくりに努めます。

- ・ トイレ洋式化事業
- ・ 特別教室空調設備整備

【児童・生徒の安全対策】

非構造部材の耐震点検を進めていきます。

資 料

【市内小中学校の建築年次】

建築年次	校 舎		体育館	
	小学校	中学校	小学校	中学校
昭和40年以前	1			
昭和41年～昭和45年		1	1	
昭和46年～昭和50年	4	2	1	
昭和51年～昭和55年	2	1	2	3
昭和56年～昭和60年	3	2	2	2
昭和61年～平成 2年	3	3	5	1
平成 3年～平成 8年	1	1	4	4
平成 9年～平成14年	1	1		1
合計	1 5	1 1	1 5	1 1

達成目標

- ・ トイレ洋式化事業 整備率 53.6% (令和10年度)
- ・ 特別教室空調設備整備 設置率 47.4% (令和9～11年度)
- ・ 非構造部材耐震化率 26.8% (令和12年度)

巖原中学校長寿命化改良工事



【着工前】



【完成】

主要施策 2 学校施設の適正配置の促進

現 状

本市における小・中学校の規模は、令和 7 年 5 月 1 日現在、小学校 15 校のうち 8 校、中学校 11 校のうち 1 校が複式学級のある過小規模校です。

文部科学省の基準による適正規模校は、小学校の 1 校のみで、そのほとんどは適正規模以下の学校となっており、子供たちにとって望ましい教育環境となっていないのが現状です。

対馬市教育委員会は、平成 21 年 11 月に①対馬市立小・中学校の適正規模、②対馬市立小・中学校の適正配置、③対馬市立小・中学校の通学区域、④対馬市立幼稚園の適正配置の 4 項目について、対馬市立学校適正規模、適正配置等検討委員会に諮問し、平成 23 年 2 月に答申を受け、平成 23 年度から令和 2 年度までの「第 1 期対馬市立学校及び幼稚園統合推進計画」を策定しました。令和 3 年度からは第 2 期計画に基づき、令和 6 年度までの期間において、小学校で本校 11 校、分校 1 校、中学校は本校 7 校の統廃合を進めてきました。

また、島っこ留学制度により平成 29 年度に一度だけ複式学級の解消ができました。令和 8 年度から第 2 期計画の後期期間となるため、具体的なスケジュールを策定し、子供たちにとって望ましい教育環境となるよう整備を進めていきます。



課 題

対馬市立適正規模、適正配置等検討委員会における適正規模に係る答申は、小学校は児童数 70 名以上、中学校は生徒数 50 名以上及び各学年 1 学級以上となっていますが、この基準を下回っているのが小学校で 10 校、中学校は 6 校となっています。このように、児童生徒数が減少する中で、本市の子供たちに望ましい集団活動ができるような教育環境を提供するために、中長期的な視野に立った学校の適正配置の検討を行う必要があります。併せて、通学距離・通学時間等、児童・生徒の心身等に係る負担の軽減についても検討する必要があります。

主な取組

【第 2 期対馬市立学校及び幼稚園等統合推進計画の促進】

令和 3 年度からの第 2 期対馬市立学校及び幼稚園等統合推進計画について年度スケジュール毎の学校の適正規模・適正配置への取り組みを進めます。

【島っこ留学制度の促進】

小規模校の存続及び複式学級の解消に向け、島っこ留学制度の取り組みを推進します。



資 料

令和7年5月1日現在

	学校数	小70人以上 中50人以上	小6学級以上 中3学級以上	複式学級
小学校	15校	5校	6校	8校
中学校	11校	5校	10校	1校

達成目標

- ・小中学校統廃合校数
小学校2校（令和8年度）
中学校5校（協議）
- ・島っこ留学生 累計41名（令和12年度）

※3 **島っこ留学制度**：島外の児童・生徒が対馬市内の小・中学校に入学または転学し、地域の自然環境や歴史・文化の中で学ぶ機会を提供するもの。この制度は、対馬市の教育振興と学校・地域の活性化を目的としており、豊かな自然体験や地域の人々との交流を通じて、子供たちの学びと成長を応援する。しま親留学^{※4}と孫戻し留学^{※5}の2種類の制度があり、市がその費用の一部を負担する制度

※4 **しま親留学**：他人の子供を里子として預かり、養育する親（しま親）が、離島留学において一定期間（1年程度）、市外からの児童・生徒を家庭で受け入れ、しま親の家等から通学する留学制度

※5 **孫戻し留学**：市外在住の児童・生徒が対馬市内に住む祖父母等の家から通学する留学制度
祖父母等と同居しながら市内の小・中学校に通うことで、祖父母等の支えを受けながら地域で生活し学ぶことができる。

2 学校教育における課題と主要施策

～確かな学力・豊かな心を育てる学校教育の推進～

～国際化に対応できる教育の推進～

(1) 対馬を支える人材の育成

対馬市は、教育努力目標に「郷土を知り、愛し、未来につなぐ学びの充実」を掲げ、市内各小・中学校において「ふるさと学習^{※6}」の推進を図っています。

各学校では、朝鮮通信使や対馬の偉人等の歴史的学習をはじめ、伝統文化、特産物、郷土料理等に関する学習を通して、児童生徒が対馬の魅力を感じ得る教育活動を展開しています。さらに、漂着ごみ問題など地域が抱える環境課題を題材とした探究的な学習にも取り組み、児童生徒の主体性・協働性・創造性を育むとともに、社会に参画する力の育成を目指しています。

今後、人口減少が進むことが懸念される中であっても、地域の一員としての自覚と当事者意識を高める「ふるさと学習」を継続的に推進し、郷土の魅力を感じ得し、ふるさとを語り、ふるさとに心を寄せる子供を育てていきます。こうした取組を通じて、未来の地域社会を支える「対馬の担い手」の育成を目指します。

(2) 一人一人に応じた最適な学びの提供

児童生徒の学力については、全国学力・学習状況調査及び長崎県学力調査の結果から、依然として国・県の平均正答率に届かない状況が続いています。こうした現状を踏まえ、学習指導要領の趣旨を踏まえた「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、学びの質を高める授業改善を一層推進します。

そのために、教師一人一人の授業力向上を目的とした研修を企画・実施します。

また、本市には小規模校が多いという現状がありますが、その特性を弱みと捉えるのではなく、きめ細かな指導や個別最適な学びが実現しやすい環境として強みに変えていきます。ICT^{※7}を効果的に活用した授業改善等、学校の挑戦を支援します。

さらに、特別支援教育の一層の充実を図り、すべての児童生徒が安心して学ぶことができる教育環境の整備を進めます。地域の幼稚

園等、小・中学校、高等学校、特別支援学校と関係機関との切れ目のない相談・支援・連携体制の充実を図ります。

(3) 自分らしく生きる子供の育成

不登校の児童生徒に対しては、一人一人の状況や思いに寄り添いながら、安心して学べる多様な学習環境の整備を進めます。学校・家庭・関係機関が連携し、児童生徒の学びと社会的自立を支えるための支援体制の充実を図ります。また、ICTの活用や教育支援センター等の機能強化により、学校外の場においても学びの継続と人とのつながりを確保します。

また、思いやりの心にあふれる対馬の子供たちのよさを大切に育み、学校・家庭・地域が一体となって道徳教育に取り組む環境づくりを進めます。さらに、人権教育・平和教育・情報モラル教育を一層充実させ、他者を尊重し、自他の生命と人権を大切にすることを育みます。これらの取組を通じて、子供たちが豊かな心をもって社会の一員として自分らしく生きる力を育成します。

(4) 心身ともに健やかな子供の育成

子供たちのスポーツに対する関心やニーズが多様化している中で、地域全体でスポーツ活動を支援する体制づくりが重要です。また、全国体力・運動能力調査の結果から、国・県と比較すると、持久力は優れているものの、筋力や柔軟性等に課題が見られ、バランスのよい体力作りに取り組む必要があります。

人生100年時代を見据え、生涯にわたり健康で活力ある生活を送ることができるよう健康教育と体力向上を一体的に推進します。

(5) 学校のICT環境の整備

本市ではタブレット端末を、平成30年度に中学生、令和2年度末に小学生に一人一台配付しています。引き続き、タブレット端末を全児童生徒に配付するとともに、ICTを効果的に活用し、学力向上を図ります。授業のみならず、家庭学習や校外学習などの場面での活用を通して、学習の充実を図っています。

国の動向を注視しながら、GIGAスクール構想^{※8}の実現に向けて、ICT環境の一層の充実を図ります。さらに、教育現場の業務効率化と働き方改革の推進のため、校務DX^{※9}を積極的に進めます。

主要施策 1 対馬を支える人材の育成

現 状

「郷土を知り、愛し、未来につなぐ学びの充実」の実現のために、各学校では各教科・領域、総合的な学習の時間、特別の教科道徳などにおいて「ふるさと学習」を進めています。そして、近隣の小中学校で取り組む内容を共有し、9年間を見通した系統的な学習が展開されています。令和7年度からは、ふるさとの魅力を再認識し、ふるさとの良き伝統や文化を守り伝えようとする意識を高めるため、11月を「ふるさと月間」としてふるさと教育の更なる充実を図っています。



また、外国からの観光客の増加や外国から移住の広がりにより、グローバル化は日常生活の中で実感されるものとなっています。

課 題

- ・市内ほとんどの学校で、地域づくりを担う人材を活用した学習が展開されている一方で、地域資源を活用した商品やサービス等の開発等に取り組む学校の割合は伸び悩んでいます。また、小中の連携は図られているものの、高校や地域の企業と連携した学習を実施している学校も限られている状況です。
- ・グローバル社会で生き抜く子供たちの未来を見据えた異文化理解教育が十分とは言えません。
- ・外国人に対し、自分の思いをのせて表現したり発信したりする機会の確保が困難な状態です。

主な取組

【ふるさとの魅力を感じ、ふるさとを語り、ふるさとに身を寄せる心を育む学習の充実】

- ・対馬の魅力を小学校から中学校まで学ぶ系統的なカリキュラム開発を推進します。
- ・地域課題に向き合う探究学習を通じて、児童生徒の主体性・協働性・創造性を育成するとともに、社会に参画する力を伸ばします。
- ・全小・中学校でコミュニティ・スクール^{※10}を導入し、地域との連携・協働体制を強化するとともに、地域の教育力を生かした特色ある教育活動を推進します。

【国際理解・外国語教育の充実】

- ・学校教育全体を通して、国際理解教育の充実を図ります。
- ・英語による発信力（話すこと、書くこと）を高めるため、外国語活動・外国語及び英語科の授業改善を推進します。
- ・ALT^{※11}の活用により授業の質を向上させるとともに、児童生徒の異文化理解を深めます。

達成目標

- ・小中学校における9年間のふるさと学習について、地域と連携・協働しながら展開できるよう支援します。
- ・学校間の連携によりふるさと学習の充実と改善を図るため、各学校の「ふるさと月間」の取組について、市内全ての小中学校で共有します。
- ・教科横断、また体験活動を通して、自分の思いを発信する力を育成します。
- ・生成AI^{※12}を活用して子供たちが主体的に英語を学べるよう学習環境を整備します。

※6 **ふるさと学習**：ふるさとの自然・文化・歴史・人物等から、ふるさとについて学び、人々とのふれあいを通して地域・人に対する思いやりの心を持った生徒を育て、また、ふるさとを愛し、誇りに思い、将来、自信を持ってふるさとを語る人間を育てることを目的とした学習

※7 **ICT**：(Information and Communication Technologyの略)IT(情報技術)に「通信」の要素を加えた、デジタル技術によるコミュニケーション技術の総称

※8 **GIGAスクール構想**：1人1台端末や高速大容量の通信ネットワーク等の学校ICT環境を整備・活用することによって、教育の質を向上させ、全ての子供たちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現することを目的としている。

※9 **校務DX**：デジタル技術とデータを活用し、学校の業務(校務)を効率化・刷新する取り組み

※10 **コミュニティ・スクール**：(学校運営協議会制度)学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組み。学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができる。

※11 **ALT**：(Assistant Language Teacherの略)小中学校に配置している外国語指導助手

※12 **生成AI**：学習データに基づき文章、画像、動画、コードなどの新しいコンテンツを自動生成するAI技術

主要施策 2 一人一人に応じた最適な学びの提供

現 状

I C Tの活用と対面指導との効果的な組み合わせにより、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させる取組が進み、「主体的・対話的で深い学び」の確実な実践が徐々に浸透してきました。その成果が全国学力・学習状況調査や県学力調査の結果にも表れてきており、県及び国の平均正答率には及ばないものの、「自分で考え、自ら取り組んでいた」が小学校 81.4%、中学校 72.4%に伸びるなど、着実な成長が見られます。



年々、発達障害等により特別な配慮を要する児童生徒が増加傾向にある中で、個々の児童生徒の学力保障を前提に、特別支援教育の普及とその支援体制の確立に取り組んでいます。

課 題

- ・「子供に身に付けさせたい資質・能力」を授業に落とし込み、単元レベルでその資質・能力を育成するという教育課程の考え方について、十分に浸透していない現状があります。
- ・これまでの慣習や常識にとらわれず、児童生徒にとって「主体的・対話的で深い学び」となるような授業改善を推進していますが、十分な改善には至っていません。
- ・各種学力調査の結果は、一人一人の児童生徒の課題の背景にあるものを分析し、数値だけにとらわれず、その課題解決へ向けた指導に生かすためのものであるという捉え方への更新状況が学校によって様々です。
- ・対馬市の小学校において、15校中8校が複式学級を有しており、複式学級の指導経験の有無に関わらず担当しなければならない現状に、不安を抱いている先生方が多くいます。
- ・特別支援教育の推進とその支援体制の確立のためには、特別支援教育コーディネーターの役割が重要であるという共通理解が未だすべての教職員に行き届いていない現状があります。

主な取組

【新しい時代に求められる資質・能力の育成】

学習指導要領の趣旨を踏まえ、学びの質を高める授業改善を推進します。

- ・研究実践校を指定し、その研究の成果を市内の学校に普及します。
- ・教育委員会指導主事等の学校訪問により状況を把握し、改善に向けた助言を行うとともに、学習支援員・介助員を配置し教育実践を後押しします。
- ・教職員を対象とした体系的な研修を開催し、教職員の指導力向上を図ります。

【学校教育の質の向上に向けたICTの活用の推進】

- ・一人一台タブレット端末を配付し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善及び学校外の学びでの活用を推進するとともに、情報活用能力の育成を図ります。
- ・不登校や病気療養等により特別な支援が必要な児童生徒への支援及び学校の実態に応じた取組において、ICTの特性を最大限に生かした活用を推進します。

【インクルーシブ教育システム^{※13}の構築に向けた特別支援教育の推進】

- ・障害のある子供の「学びの場」の決定にあたって、保護者に対する早期からの必要な情報提供や教育相談会の実施を計画的に行います。
- ・SSW^{※14}及び介助員を配置し、学校や生活の支援を行います。
- ・特別支援教育の一層の充実を図るため、教職員の専門性を高める研修を実施します。
- ・地域の幼稚園等、小・中学校、高等学校、特別支援学校と関係機関との協議会を計画的に実施し、切れ目のない相談・支援・連携体制の充実を図ります。

達成目標

【確かな学力の育成】

- ・全国学力・学習状況調査において、長崎県の重点課題は対馬市の課題でもあると捉え、課題解決を図ります。
- ・各種研修会を通して授業改善を図り、あるべき授業の姿を児童生徒の前で実現する教師を育成します。

【特別支援教育において】

- ・特別な配慮を必要とする子供の「学びの場」の決定に向けて、保護者へ向けた教育相談会（年2回）を実施します。
- ・教育支援委員会（年2回）を開催します。
- ・児童生徒一人一人の実態に応じた特別支援学級を設置します。
- ・介助員の配置を継続します。
- ・特別支援連携協議会全体会・実務者会議（年3回）を開催します。
- ・新任特別支援教育コーディネーター研修会、介助員研修会、特別支援教育研修会を継続して実施します。

※13 **インクルーシブ教育システム**：障害の有無や国籍、性別などの多様性を尊重し、すべての子供が同じ環境で共に学ぶ仕組み。地域の学校等で「合理的配慮」を提供しつつ、個別の教育的ニーズに応じた柔軟な学びの場を提供し、共生社会の形成を目指す取り組み

※14 **SSW**：（スクールソーシャルワーカー）子供の家庭環境による問題に対処するため、児童相談所と連携したり、教員を支援したりする福祉の専門家。原則、社会福祉士か精神保健福祉士などの資格が必要だが、教員OBもいる。非常勤で教育委員会などに配置され、派遣されるケースが多い。

主要施策3 自分らしく生きる子供の育成

現 状

本市の令和6年度における不登校児童生徒数は、小学校8名、中学校46名であり、不登校の要因についても心理的・社会的・身体的・環境的要因が複雑に絡み合っている状況です。これらの不登校児童生徒に対して、SC^{※15}やSSWによる支援や教育支援センター「みちしるべ」など、関係機関との連携はもとより、校内教育支援センターでの個に応じたきめ細かな対応を行い、児童生徒の「居場所づくり」に取り組んでいます。



全国学力・学習状況調査における生徒質問紙調査において、対馬市の児童生徒は、「人が困っているときは、進んで助けていますか」「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか」「人の役に立つ人間になりたいと思いますか」の3つの項目について、本調査が始まった平成19年以降、全国平均を上回っています。また、「自分にはよいところがある」についても小学校92.8%・中学校90.5%と、自己肯定感が高いことがわかります。

課 題

- ・不登校児童生徒への対応は、児童生徒が抱える心理的要因や背景及び児童生徒を取り巻く環境が多様化しているため、専門的な知識や経験を有するSCやSSW等との連携がより一層重要となっています。
- ・教育支援センター「みちしるべ」については、不登校児童生徒は増加しているものの立地的な条件から入所者の増加につながっていない状況が見られます。
- ・学校には行けるものの自分のクラスに入れたい児童生徒に対応する、校内教育支援センターの整備が求められています。

主な取組

【生徒指導の充実】

- ・SCやSSWとの連携による生徒指導体制の充実を図ります。
- ・教育支援センター「みちしるべ」の取組を各校に周知し、不登校支援の充実を図ります。
- ・校内教育支援センターの設置・運営等、個に応じた支援体制の整備を進めます。
- ・各種研修会を通して、教職員の対応スキルの向上を図ります。

【豊かな心の育成】

- ・自他の命を大切にするなどの道徳性を育むために、道徳科の授業改善を支援するとともに、有効な取組等の提供を通じて道徳教育の一層の充実を図ります。
- ・コミュニティ・スクールの機能を活用し、学校・家庭・地域が一体となり道徳教育に取り組む教育環境づくりの推進を図ります。
- ・「GIGAワークブックながさき^{※16}」等の有効な教材を提供するなどして、「情報を上手に活用する力」や「情報のリスクに対応する力」を高め、これからの情報社会をよりよく生きていくために必要な資質・能力の育成を目指します。

- ・関係機関と連携した研修会を行い、教職員の人権に対する知的理解を深めるとともに、人権感覚を育成することで、人権教育の充実を図ります。
- ・被爆県として、平和で民主的な社会の形成者として必要な資質と実践的態度の育成を目指し、各種事業等の有効活用を通して、平和教育の充実を図ります。

達成目標

【生徒指導の充実】

不登校児童生徒出現率（100人あたりの人数）の数値目標を以下のとおりとします。

校種	令和6年度	令和12年度
小学校	0.7	0.5
中学校	7.2	5.0

【豊かな心の育成】

以下の3項目について、肯定的回答を100%に近づけます。

質問項目	校種	令和7年度
人が困っている時は進んで助ける	小学校	97.0%
	中学校	92.1%
いじめはどんな理由あってもいけない	小学校	98.8%
	中学校	93.8%
人の役に立つ人間になりたい	小学校	98.2%
	中学校	97.6%

※15 **SC**：（スクールカウンセラー）心の問題に対応するため、学校に配置される専門家。学校において、いじめや不登校、さまざまな悩みの相談に応じ、助言をするなど心のケアを行う。親や教師だけでは受け止めることのできない領域を、第三者となるスクールカウンセラーで補う。

※16 **GIGAワークブックながさき**：1人1台端末の整備やスマートフォンの所持率の増加など、近年の子供たちを取り巻く環境の変化に対応していくための活用型情報モラル教育教材。県内の全ての子供たちが、「情報を上手に活用する力」や「情報のリスクに対応する力」を高め、これからの情報社会をよりよく生きていくために必要な資質・能力を身に付けることを目標としている。

主要施策 4 心身ともに健やかな子供の育成

現 状

令和6年度全国体力・運動能力調査の結果から、小学校では持久力や投力、中学校では持久力が優れていることがわかります。

健康面では、基本的な生活習慣の確立や感染症への対応、不安や悩みなどから体の不調を訴える児童生徒の増加等、課題の多様化が見られます。

児童生徒の歯や口腔内の健康を推進するためのフッ化物洗口事業^{*17}については、市内全校での実施が定着し、う歯の割合の改善につながっています。

また、健康教育研究大会を毎年1回実施しており、市内各校の健康教育担当者が実践発表を行い、資質向上を図っています。

食育については、食育推進ブロック会議を通して実践を進めており、食物アレルギー対応については、「学校給食における安全管理マニュアル」を基に、各校において組織的で確実な取組を行うように指導しています。



課 題

- ・小中学校共に握力（筋力）、長座体前屈（柔軟性）に課題があり、特に男子は、全体的なレベルアップが求められます。
- ・学校・家庭・地域において、体を動かす時間の確保を図るとともに、体力テストの結果の活用や運動の楽しさ・喜びを伝える取組により、児童生徒の体力向上につなげる必要があります。
- ・ストレスや不安の増加、コミュニケーション能力の不足等、心の健康に起因する対応が増加しています。

主な取組

【体力向上】

- ・運動への興味・関心を一層高める取組や運動量の十分な確保、柔軟性を高めるためのストレッチの推進等を通して、体育授業の充実を図ります。
- ・「体力向上アクションプラン」により、各校の実情に応じた体力向上を計画的に実践します。
- ・学校・家庭・地域が連携して、運動機会の確保をします。

【健康教育の推進】

- ・性や感染症等に関する正しい知識を身に付け、適切な行動選択ができるように、家庭・関係機関と連携した取組を推進します。
- ・一人一台端末を活用した心の健康観察を実施し、児童生徒の悩みや不安の早期発見・解消を図ります。
- ・養護教諭・保健主事の資質向上のための研修会を開催します。

【食育指導の推進】

- ・食に関する体験活動や食育推進活動を推奨します。
- ・食育指導担当者研修会の充実により、教職員の資質向上を図ります。

達成目標

【体力向上】

令和12年度体力テストの数値目標（県平均を上回る項目数）

	小学校	中学校	合計
平均を上回る項目数 (Tスコアが50以上)	45 / 48	45 / 54	90 / 102

※全項目数＝学年(小＝3(4～6年生)・中＝3)×男女(2)×種目数(小＝8・中＝9)

【食育と学校給食の充実】

- ・栄養教諭による食育指導の100%実施を継続するとともに、内容の充実を図ります。



※17 **フッ化物洗口事業**：フッ化物（フッ化ナトリウム）を水に溶かした液で約1分間のブクブクうがいを行う。毎日の歯みがきだけでは届きにくい部分のむし歯も防ぐことができ、集団で実施することで全員の歯の健康を等しく守ることができる。

※18 **ロイロノート**：iPadなどのタブレット端末を活用し、授業の資料配布、意見共有、提出物管理を円滑に行う協働学習・授業支援プラットフォームのことです。思考ツール（シンキングツール）により、カードを線でつなぐ簡単な操作で、思考力・判断力・表現力を育成し、双方向の授業を実現できる。

※19 **クラウド型学習支援ツール**：インターネット経由でブラウザやアプリからアクセスできる、教育ICTツール。GIGAスクール構想（1人1台端末）に対応し、リアルタイムの共同編集、教材・課題の配布・回収、学習履歴の管理が特徴で初期費用を抑えつつスムーズなデジタル授業を実現できる。

※20 **校務支援システム**：成績、出欠、学籍、保健情報など学校内の多岐にわたる業務を電子化・一元管理するICTツールです。教職員の業務負担を軽減して働き方改革を推進し、児童・生徒と向き合う時間を創出するとともに、情報共有の迅速化とセキュリティ向上が期待できる。近年はクラウド型が主流になりつつある。

主要施策 5 学校のICT環境の整備

現 状

本市では、小・中学校全児童生徒に1人1台端末を配備し、ロイロノート^{※18}などのクラウド型学習支援ツール^{※19}を中心に、授業における調べ学習、意見交流、発表活動のほか、家庭学習や校外学習など、さまざまな場面での活用が進められています。令和7年度全国学力・学習状況調査（ICT機器の活用等に関する調査）においては、「授業で週3回以上ICT機器を使用している」割合が、小学校で87.5%、中学校で96.1%となっています。これらはいずれも県平均や全国平均を大きく上回っており、本市におけるICT活用が日常的な学習活動として定着していることを示しています。



また、校務支援システム^{※20}の導入により、出欠確認、成績処理、文書作成等の効率化も進み、ICTを効果的に活用した働き方改革も推進されています。

課 題

1人1台端末の配備が実現し、児童生徒の使用機会も着実に増加しており、端末の操作や活用にも習熟しつつある一方で、思考の可視化や協働的な学び、探究的な学びへの展開が十分とは言えず、学びの質の向上に資するICT活用の深化が求められます。

また、教員のICT活用力についても個人差が生じており、計画的な研修体系の構築も大きな課題です。

さらに、校務効率化の効果を学習改善や個別支援につなげるデータ連係、通信環境、機器更新の安定運用、教育情報セキュリティポリシーの見直しなど、GIGAスクール第2期構想に対応しうる基盤整備も急務となっています。

主な取組

【端末活用についての研修や指導】

授業での活用を図るロイロノートの使い方、学習ドリルの活用、情報モラル等についての研修を実施し、各学校でのタブレット端末の有効活用を図ります。

【校務DXと学習データの活用】

校務支援システムと学習履歴を連携させ、個別の支援や授業改善に活用します。

【安全・安心なICT環境の維持】

教育情報セキュリティポリシーの見直しと運用の徹底を図ります。

達成目標

- ・児童生徒がロイロノートを使用した学習に取り組めるようにします。
- ・児童生徒が学習ドリル（AI型）を使用し、個に応じた学習ができるようにします。
- ・ICT活用に関する研修会を毎年開催し、教職員の受講率を100%にします。
- ・次世代校務DXに対応した教育情報セキュリティポリシーの見直しを実施します。

3 生涯学習における課題と主要施策

～一人一人が生きがいを持ち、

地域づくりにつながる生涯学習の推進～

生涯学習は、市民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送るために、生涯にわたってあらゆる機会・場所において学習し、その成果を適切に生かせる社会の実現が図られなければならないとされています。（教育基本法第3条）

市の教育努力目標のひとつに「一人一人が生きがいを持ち、地域づくりにつながる生涯学習の推進」を掲げ、対馬市内の7つの公立公民館を拠点として、生きがいづくりのための公民館講座、県民大学講座・教室等の開設に努めています。

その公民館講座の例として、市民の生活に生かせる趣味の講座をはじめ、地域の特色や地域資源を生かし生活の糧とする講座の開設、環境問題に特化した講座、健康増進に繋がる講座の開設など、時代の流行やニーズに応じた講座の開設に力を注いでいきます。

～心身の健康と活力を育てるスポーツの振興～

各町総合運動公園をはじめとする体育施設の適正配置や更なる利活用を図りながら、その維持管理に努めるとともに、市民の年齢層に応じた大会やイベント、教室等の開催により、スポーツの魅力発信や体験の場の提供を図っていきます。

対馬の将来を担う子どもたちへの支援として、子ども夢づくり補助金を活用したスポーツ部門では、島外で開催される大会や活動へ参加しやすい環境を整備することで、多くの大会経験を積み、上級者との交流の機会として、今後も支援を継続し、競技スポーツの技術力向上に繋げていきます。

一方で、近年若年層のスポーツ離れが進んでいる状況もあり、低年齢の子どもたちをターゲットとした、スポーツの楽しさを伝え、スポーツ人口の維持・拡充を図っていくことを重要なポイントとして取り組んでいきます。

また、高齢者の健康増進を図る健康スポーツの推進のため、スポーツ推進委員を活用した、高齢者の健康維持・体力増強を図るためのスポーツ教室の開催や、健康ウォーキング・スローランニング等の怪我の少ない健康スポーツイベントを若年層のイベントと組み合わせて

の開催等、幅広い年齢層が交流できる大会等の開催を図っていきます。

さらに、市長部局と連携を行うことで、保健医療・食生活等の栄養バランス面ともからめた健康づくりを推進します。

～お互いの心と命を思いやる人権教育の推進～

毎年12月を人権強調月間として令和2年度まで、「人権を考えるつどい」を開催しておりましたが、参加者が少なく啓発に繋がらないこともあり、令和3年度より、「少年の主張大会」との合同開催として、新たに「こころアクションフォーラム in 対馬」を開催し、中学生による人権作文の発表や人権講演等を実施する等、随時研修会の開催や、各種イベント時での啓発活動を積極的に展開します。

また、青少年期への人権意識の取り組みが重要であるとの考えにより、体験学習や研修会等において、プログラムに人権学習を取り入れ、相手の痛みを感じることでできる人、相手の立場に立って考えることでできる人づくりに力を注ぎ、地域ぐるみで差別やいじめのない社会づくりを図っていきます。

教育委員会では、ふるさと学習の副読本として「つしまっ子郷土読本」を作成し、毎年、市内全小学校5年生へ配布しています。対馬の自然・歴史・民俗芸能・偉人等、自分たちが生まれ育った対馬を学ぶことで、いつまでも、ふるさと対馬を忘れず誇りに思っている気持ちを読本に添え、高校生までも見据えた教材としての活用を期待しています。

今後、著しく進化しているICT教育を含めた学校教育や文化財等の郷土学習において、担当課と協力・連携しながら、自分たちが生まれ育った対馬を学ぶ教室や講座の開設を進めていきたいと考えています。

子どもから高齢者まで、一貫して対馬を愛し、誇りを持つことを忘れない郷土学習を念頭におき、今後5年間の取組を推進します。

主要施策 1 生きがいに繋がる生涯学習の推進

現 状

青少年健全育成連絡協議会をはじめ、各種団体の会員数が減少している中ではあるが、その活動を支援し、連携した体制づくりを推進しながら、育成・助成に努めています。

「いつでも・どこでも・だれでも」学べる教育環境の整備を図っている中で、市民一人ひとりの生きがいに繋がる生涯学習の機会の提供のため、その活動の拠点となる各地区公民館の有効利用に努めています。

課 題

成人団体においては、人口減少に伴う会員数の減少により、これまで行ってきた活動ができなくなっています。

人と人との関わりが希薄になっている現代において、各種団体の維持・活動の継続のためには、その団体をまとめ、引っ張っていく、リーダーの育成が急務となっています。

行政や関係機関、社会教育団体の研修会等は実施できているものの、多くの市民への周知や参加に至っていないため、その情報伝達を市民に幅広く発信できる仕組みづくりが必要です。

主な取組

【各社会教育機関や各種団体の効果的な情報発信】

各種大会やイベント情報の開催についての発信は行っているが、その内容を伝え今後に繋げていくための情報発信が不足している。そのため、ICT環境を積極的に活用しながら、様々な情報の発信に努めます。

【利用しやすい・利用したい施設へと】

施設の維持・整備を図っていくとともに、各種団体等が利用しやすい・利用したい施設の体制づくり

資 料

【主な社会教育団体】

- 対馬市青少年健全育成連絡協議会
- 対馬市青年団
- 対馬市PTA連合会
- 対馬市文化協会
- 婦人会連絡協議会

達成目標

- ・連携した機関や団体数
- ・公民館、体育施設の利用率の向上



主要施策 2 郷土を愛し、誇りを持つ『つしまっ子』の育成

現 状

対馬市の人口減少により、児童生徒数も減少しています。その中で、心豊かで、心身ともに健康で、郷土「対馬」を愛し、そこで育ったことに誇りを持つ青少年を育てることが、将来の対馬を担う人材育成に繋がっていくと考えます。

学校・家庭・地域の連携による、一体的な子育ての体制が求められている昨今において、多くの目で見守り、関わり、一緒に成長していく体制づくりが必要であると考えます。

課 題

青少年を取り巻く環境が著しく変化する中で、青少年の健全育成のため、学校・家庭・地域ぐるみでの取組を進めて行くことが重要です。

対馬の特色を生かした体験学習の場が少なくなっている。

対馬の文化や魅力を子どもたちに伝え、郷土愛を醸成させることで、対馬に残り、将来の対馬を担う人材育成が求められています。

主な取組

【地域の人材や資源を活用した体験学習の機会の充実】

- ・地域こども教室推進事業^{※21}の充実

【地域が一体となった青少年健全育成の推進】

- ・こころアクションフォーラム i n 対馬
(少年の主張大会、人権作文の発表、人権講演等)
- ・つしまっ子郷土読本の周知・啓発
- ・家庭教育10か条^{※22}の周知・啓発
- ・こころねっこ運動^{※23}の推進

「第47回少年の主張長崎県大会」

【最優秀賞】受賞

資 料

地域こども教室実施箇所 3か所

こころアクションフォーラム i n 対馬の参加者・
観覧者数

約180名（令和7年度）

達成目標

地域こども教室実施箇所の増加

こころアクションフォーラム i n 対馬の参加者・
観覧者の増加



こころアクションフォーラム i n 対馬
(少年の主張大会)

主要施策3 個性を尊重する明るい社会づくり

現 状

多様化する社会において、いじめ、LGBT^{※24}への理解、各種ハラスメントなど、私たちを取り巻く環境が急速に変化していますが、このような時代だからこそ、今一度、一人一人の個人の尊厳を尊重することの認識を持つことが必要です。

毎年、人権に関する事業「こころアクションフォーラム in 対馬」や、人権・同和学習会等を開催し、人権に対する周知・啓蒙を継続的に行っていますが、十分な周知・啓蒙に至っていないのが現状です。

課 題

人権という言葉の持つ意味や、その内容を分かり易く、身近に感じられるような周知・啓蒙の仕組みづくりが必要です。

認識としては皆理解しているものの、実情では、いじめ、ハラスメント等が絶えない状況であります。

主な取組

一人一人が、その個性を尊重され、一人の人間としての権利を持ち、幸せな生活を送る権利があり、相手の立場になって考えられる人間への成長を促し、周知・啓蒙を地道に継続していく必要があります。

また、各種イベントでの周知・啓蒙。人権イベントや学習会においては、参加者を増やす取り組みを行い、一人でも多くの方への周知・啓蒙に努めていきます。

資 料

令和3年度以降の参加者

令和3年度「じんけんを考えるつどい」 参加者 約100名

令和4年度「じんけんを考えるつどい」 参加者 約50名

令和5年度「こころアクションフォーラム in 対馬」 参加者 約180名

令和6年度「こころアクションフォーラム in 対馬」 参加者 約160名

令和7年度「こころアクションフォーラム in 対馬」 参加者 約180名

※令和5年度 第47回長崎県人権教育研究大会（対馬市開催）

2日間で延べ 733名（オンライン延べ75名含む）

達成目標

各大会やイベントに参加し、パンフレット・リーフレット等の配布による周知・啓蒙活動を、継続して実施することで、一人でも多くの人へ人権を考える機会の提供に努めます。

また、こころアクションフォーラム in 対馬でも、人権作文の発表、人権の講演会を継続しながら、参加者を増やす取り組みにも努めます。

主要施策 4 芸術文化活動の推進・連携

現 状

芸術文化活動の持つ魅力は、人に感動や精神的なやすらぎを与えることで、その芸術文化活動の振興は、市民がこころ豊かな生活の実現・心にゆとりと潤いをもたらします。また、舞台演劇などは、人と人とのつながりを深め、地域の活性化や社会全体の発展を促す力を発揮します。

本市では、対馬市文化協会を中心に、文化祭・文化まつりを開催し、市民美術展や市民劇団で町づくり「漁火」実行委員会による創作劇等、芸術文化活動の振興に努めています。

課 題

対馬市文化協会においては、会員数の減少や高齢化により、文化祭・文化まつりへの参加団体数・観覧者ともに減少しています。

本物の文化芸術に触れる機会が少ないため、小・中学生のスポーツ活動人口に対し、文化活動人口が少ないのが課題です。

主な取組

- ・対馬市文化協会（各町文化協会）への支援
- ・2町合同開催への提案
- ・市民美術展による文化活動の助長と高揚
- ・各種芸術・文化活動団体の市民への積極的な周知による参加人口の拡大
- ・市外大会参加への支援
（子ども夢づくり補助金）



資 料

【各町 文化祭】

- ・厳原町、美津島町、豊玉町、峰町、上県町と上対馬町は2町合同で開催

【市民美術展】

- ・令和6年度で、第20回の開催
（毎年、対馬市交流センター他1か所の合計2か所で展示を実施）

達成目標

各町で実施している文化祭・文化まつりを合同開催に移行
市民美術展の継続及び、新規出展者の増加
県展をはじめとする、本物の芸術文化にふれる作品展の誘致

主要施策 5 みんなが集まる公民館づくり

現 状

対馬市の6町にある公民館では、市民のニーズや時代に即した公民館講座の開設に取り組んでいます。

対馬の特色を生かした講座や、郷土料理や趣味的講座が人気も高く講座開設が多い状況です。

しかしながら、講座の開設数に大きな減少はありませんが、高齢化や人口減少に伴い、各講座の参加者が少なくなっています。

課 題

公民館講座を中心に公民館施設の利用を図っていますが、6町ごとにある公民館で、利用頻度に大きな違いがあることや、講座から発展した自主グループへの広がりにつながらないのが現状です。

公民館の主な利用は、会議や集会、文化団体の利用、公民館図書室の利用であり、気軽に公民館を利用できる仕組みづくりを進め、みんなが集い活気溢れる公民館づくりの必要性が求められています。

主な取組

【幅広い年齢層のニーズに応じた公民館講座の開設】

実年齢を取り込むことで、公民館の利用促進を図り、幅広い年齢層が気軽に公民館に集い、語らいやすくなるような施設運営に努めていきます

公民館講座から、地域へ広げて活動できる自主グループの推進に努めます。

市民の生産活動に繋がる講座、若年層がもっと対馬を知り、郷土愛を育む講座等を企画し、講座生の増加に努めます。

資 料

【令和7年度実施の公民館講座】

- ・絵画講座 ・太極拳講座 ・レザークラフト講座 ・フラダンス講座
- ・初心者のための茶道講座 ・パッチワーク講座 ・二胡講座
- ・箏曲講座 ・陶芸講座 ・姿勢改善体操講座 ・ピラティス講座
- ・ボードゲーム講座 ・こけ玉講座 ・木工講座 ・布スリッパ講座
- ・韓国料理講座 ・ロコモ・メタボ予防講座 ・モルック講座
- ・対馬と朝鮮半島の歴史講座 ・ヨガ講座 ・ハンドベル講座
- ・パン講座 ・スターウォッチング講座など

達成目標

市民ニーズに応じた公民館講座の開設と参加者の増加

	講座数	回数	受講者数
令和5年度	32	175	1,295人
令和6年度	35	197	1,377人
目 標	36	200	1,500人



主要施策 6 情報発信拠点で利用しやすい図書館づくり

現 状

つしま図書館を拠点とし、各地区公民館と図書検索システムを構築しており、各地区公民館でも、図書館の蔵書を借りることができます。

また、読書の習慣づけや、読書の重要性を推進するため、学校移動図書を実施し、市内の小学校・中学校に貸し出すことにより、学校図書室の充実を図り、児童生徒の読書活動を推進しています。

さらに、図書館をもっと身近なものとなるよう、毎年1回、図書館まつりを開催し市民が利用しやすい、行きやすい図書館づくりに努めています。

課 題

図書館は読書活動を推進し、各種の問題解決を図るための情報発信拠点として、各地区公民館との連携を強化し、地域の文化や経済社会の発展に寄与するため、「いつでも、どこでも、だれでも」本と出会える空間づくりを目指します。

対馬博物館の展示品との連携を図り、図書館と一体となった利用を図っていきます。

主な取組

市民のよりよい生活を支える情報発信拠点としての、ニーズに応じた蔵書の充実

後世への文化遺産となる資料の収集・整理を行い、図書館資料の充実を図ります。

読書バリアフリーに対応した環境整備を行うなど図書館サービスの向上を図ります。



資 料

【図書館、各地区公民館図書室の利用冊数】

(単位：冊)

	図書館	美津島	豊玉	峰	上県	上対馬	計
令和4年度	43,770	640	436	144	557	2,634	48,181
令和5年度	48,836	319	462	206	778	2,520	53,121
令和6年度	49,737	303	398	165	405	981	51,989

達成目標

読書活動の推進を強化し、市民1人あたり年2.5冊以上を目標に利用者、利用冊数の増

令和6年度(実績) 51,989冊(人口26,783人、1.9冊/人)

令和12年度(目標) 57,500冊(推計人口約23,000人)

主要施策 7 ニーズに応じたスポーツ活動の推進

現 状

本市では、「いつでも・どこでも・だれでも」行える生涯スポーツを推進することで、市民の親睦と健康増進を図っています。

一方で、競技スポーツにおいては、対馬市スポーツ協会を中心に指導者を含めた技術力・指導力の向上を図りながら、更なるスポーツの振興と健全な心身の育成を目指しています。

県大会以上の大会でも自己の普段の力を発揮できる子どもの育成・強化のため、子ども夢づくり補助金を設置し、支援に努めています。

課 題

地域スポーツは、心身の健康の保持増進や地域コミュニティの形成等に大きな役割を果たしてきましたが、対馬市の現状は、急速な少子高齢化や人口減少、地域コミュニティの希薄化が更に進む中、スポーツを通じて互いに繋がり、市民生活の糧になる役割が拡大しています。

今後のスポーツが担うべき役割は、「する・みる・応援する」の様々な世代が集い、一体となったスポーツ人口の拡大に努めながら、競技スポーツ振興のため、各種スポーツ大会への補助を行い、高い技術を持つ選手やプロチームとの交流を図り、スポーツを通して対馬の活性化に繋げることが重要です。

主な取組

【生涯スポーツの普及・振興のための啓発活動の実施】

各種スポーツ大会・スポーツ教室の実施

【技術力向上のための支援の充実】

各種体育スポーツ関係団体等との連携・支援
指導者の養成のための研修会の開催
市代表として出場する県大会等への出場支援
県内プロスポーツクラブとの連携

【体育施設の整備及び有効活用】

体育施設の適正配置による整備の検討及び有効活用



スポーツフェスタ 2024

資 料

対馬市スポーツ協会加盟の競技団体 15 団体
スポーツ活動及び県大会等参加への補助金交付実績

	交付件数	交付額
令和4年度	305件	23,801千円
令和5年度	283件	25,660千円
令和6年度	262件	24,214千円



達成目標

スポーツ人口拡大のため、幼少期の子どもにスポーツに興味を持たせるイベントの開催を継続していきます。

競技スポーツの振興として、スポーツ活動、大会参加への補助を行います。

※21 **地域こども教室推進事業**：（放課後子ども教室）文部科学省が主導し、放課後や週末に小学校の余裕教室や校庭を活用して子どもたちの安全・安心な「居場所」を確保する取組

地域住民ボランティアや地域人材の協力を得て、多様な体験活動や交流活動を推進する。

※22 **家庭教育10か条**：子供の自立心育成、心身の健康、道徳心、正しい生活習慣を育むための指針。子供の健やかな発達において、保護者が第一義的責任を持つという、教育基本法第10条の理念に基づいて構成されている。

1. 「早寝・早起き・朝ご飯」：規則正しい生活習慣を身につける。
2. 挨拶（あいさつ）：家族で明るく挨拶を交わす。
3. 家族で食卓を囲む：食事マナーや感謝の心を養う。
4. 会話と共感：日常の出来事を話し合い、子供の気持ちに寄り添う。
5. お手伝い：家事の一部を体験させ、責任感や達成感を育てる。
6. 命の大切さ：物を大切にし、自然や生き物を愛する心を育む。
7. 親のモデル：親自身がルールを守り、背中で見せる。
8. 自立の促進：子供の自主性を尊重し、過保護・過干渉を避ける。
9. 感謝と謝罪：素直に「ありがとう」「ごめんなさい」と言える心を育てる。
10. 豊かな体験：家族で遊びや地域活動を体験し、心のふれあいを大切にする。

※23 **こころねっこ運動**：子どもたちの心の根っこを育てるために、大人のあり方を見直し、みんな子どもを育てる長崎県の県民運動

※24 **LGBT**：レズビアン(L)、ゲイ(G)、バイセクシュアル(B)、トランスジェンダー(T)、の頭文字で、性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）の総称

4 文化財の保存と活用における課題と主要施策

～文化遺産の保護と活用の推進～

文化財を適切に保存・整備・管理し、次世代へ引き継いでいくには、文化財を正しく理解し、調査し、保存継承に必要な措置を取っていくこと、そして継続していくことが必要です。

対馬は朝鮮半島から50kmほどの距離にある地理的環境から、歴史・自然・文化において独自の資源を有しています。

長い歴史の中で生まれ、育まれ、守り伝えられてきた文化財は、対馬の貴重な財産です。

対馬には特別史跡^{※25} 金田城跡をはじめとした史跡のほか、重要文化財^{※26}や名勝天然記念物^{※27}として国から指定を受けている文化財が29件、そのほかにも長崎県及び対馬市指定の文化財が数多く残されています。

史跡については、優先順位を考慮しながら保存整備に努めていますが、多くの期間と費用を要しています。

金田城跡などの主要史跡は、第1期整備が完了し、次期整備に向けた計画づくりが課題となっているほか、新たに国史跡となった越高遺跡の保存・整備に係る計画策定を念頭に準備を進めているところです。

そのほかの史跡や名勝天然記念物においては、市の広範囲に点在する文化財の維持管理・補修の面で、対応が難しいことが課題の一つになっています。



史跡「越高遺跡跡」発掘調査時
2017年（平成29年）9月

2012年（平成24年）10月に盗難され、約13年の歳月を経て2025年（令和7年）5月に返還された観音寺の観世音菩薩坐像（県有形）は、防犯上及び日常管理の観点から、市博物館に寄託されました。有形文化財^{※28}については、朝鮮半島由来の仏像や経典も多く、盗難事件が不定期に発生しています。無人の神社仏閣に保管されているものや、個人所有・保管の文化財も多く、仮に有人施設であっても、保管先の環境に適した防犯対策を行う必要性に迫られていま



観音寺の観世音菩薩坐像
返還後、対馬博物館特別展示の
様子（2025年5月）

す。

縄文・弥生・古墳時代の遺跡は市内全域に点在しており、未調査の遺跡も多いため、盗掘や自然崩壊のおそれがあります。また、開発行為における不時発見や、き損も想定されるため、早期の調査が望まれます。

独自の自然・歴史環境下にある対馬には、多くの伝統芸能・伝統行事が残っています。そのうち、各地で行われていた盆踊は、多くの地区で伝承が途絶えてしまいましたが、一部地域においては、踊り手や時期等を変更しながら続けられています。また、赤米行事^{※29}や、亀卜(きぼく)習俗^{※30}など、継承する人材の確保が難しくなっており、支援体制の整備が喫緊の課題となっています。

文化財の活用に向けては、市民や対馬を訪れる観光客などにも文化財の重要性や希少性を十分理解してもらうことが重要です。市報やケーブルテレビ等を活用した文化財関連情報の周知、現地による文化財紹介事業等のイベントを定期的で開催するなど、市ホームページ、SNS等による情報発信の充実が求められています。

また、これまで以上に他組織や市の他部局、観光関係団体等との連携強化の必要性を認識しており、確実に実践していく必要があります。

※25 **特別史跡**：文化財のうち、遺跡の中で特に重要なものを「史跡」に指定し、そのうち「学術上の価値が特に高く、我が国文化の象徴たるもの」が「特別史跡」に指定される。

※26 **重要文化財**：日本の文化財保護法に基づき、歴史上・芸術上・学術的に価値が高い建造物や美術工芸品（絵画、彫刻、考古資料等）として、文部科学大臣が指定した有形文化財。世界文化の見地から特に価値が高いものは「国宝」としてさらに上位に位置付けられる。

※27 **名勝天然記念物**：文化財保護法に基づき文部科学大臣が指定する「記念物」の区分であり、日本の宝として保存される。名勝は芸術・観賞上の価値が高い庭園や峡谷など、天然記念物は学術的価値が高い動物、植物、地質・鉱物を指す。特に重要なものは「特別名勝」「特別天然記念物」に指定される。

課題解決に向け、以下の主要施策を展開していきます。

主要施策 1 指定文化財^{*31}等の保存整備

国・県・市指定の多くの文化財を後世に引き継いでいくため、史跡の整備を継続的に進めていくほか、重要文化財等の適正な保存管理に努めてまいります。

主要施策 2 天然記念物の保護

多種多様な天然記念物を保護していくため、所有者や関係する団体との更なる連携協力を図ってまいります。

主要施策 3 市内遺跡の調査・保全

市内全域に分布する多くの遺跡については、優先順位を定め計画的に調査を進めていく必要があります。そのためにマンパワーの充実による調査体制の強化に取り組みます。

また、埋蔵文化財の重要性の周知と、無許可開発・盗掘防止に向けた広報に努めます。

主要施策 4 民俗文化財の調査・保存記録

有形民俗文化財^{*32}の整理と適正な保管・活用に向け努力してまいります。

無形民俗文化財^{*33}の伝承は難しい状況が続いており、地元や保持者と協議しながら個々に適した伝承・継承のあり方を探ってまいります。

主要施策 5 文化財の活用

貴重な文化財を保存継承してだけでなく、いかに活用していくかが重要になっています。

文化財を有効活用し、まちの活性化につながるよう市民や観光客向けの文化財関連イベントを実施していくほか、あらゆる機会を通して対馬の文化財の周知広報に努めてまいります。

また、子どもたちの「郷土を知り、愛し、未来につなぐ学びの充実」につながる学習や活動にも寄与してまいります。

主要施策 1 指定文化財等の保存整備

現 状

- ・対馬には国、県、市併せて195件の指定文化財があります。（令和7年4月現在）
- ・特別史跡金田城跡、史跡金石城跡、史跡対馬藩主宗家墓所、史跡清水山城跡、史跡矢立山古墳群、名勝旧金石城庭園の第1期整備事業を終えています。現在、金石城跡の第2期整備に着手しており、そのほかの史跡名勝については、管理・活用面の充実に努めています。
- ・越高遺跡が国史跡に指定されましたので、今後、保存活用計画の策定に着手し、対策を講じてまいります。
- ・重要文化財については、対馬宗家関係資料、高麗版一切経の修理に対し補助金を交付しています。

課 題

- ・主要史跡については、次期整備活用計画の策定、日常の管理を計画的に実行することが求められています。
- ・遺跡の発掘調査については、明確な目的と計画のもと、他の業務を調整したうえで、中期的な視野をもって取り組む必要があります。
- ・指定文化財以外にも多くの貴重な資料が市内各地に点在しています。それらの洗い出しと調査研究も重要な課題の一つです。

主な取組

【史跡・名勝の整備推進】

- ・国史跡金石城跡・国名勝旧金石城庭園については、国県の補助を受け年次的に整備を進めてまいります。
- ・国史跡越高遺跡については、有識者による検討委員会において保存活用計画の策定を進めてまいります。
- ・県史跡対馬藩お船江跡については、国史跡と同等の価値を有していることから、総合調査報告書の作成及び意見具申の準備を進めてまいります。
- ・市史跡姫神山砲台跡の調査を進め、保存と活用に取り組みます。
- ・国名勝旧金石城庭園は、適正に管理していくと共に入園者の増加に取り組みます。
- ・遺跡の調査については、大学等の研究機関や長崎県埋蔵文化財センター等の協力を得ながら計画的に進めていきます。

【重要文化財等の適正な管理保存】

- ・史資料によっては、保存環境が適切でないことや、経年劣化により補修が必要なものもあることから、所有者と協議しながら適正な管理保存に努めます。

資 料

□指定文化財の数（令和7年4月現在）

国指定	29件
県指定	42件
市指定	124件
	195件

達成目標

- ・文化財の適正な管理・補修に努め、価値の顕在化を図り、周知・広報に努めてまいります。
- ・文化財を活用するため、市民と協働で文化財の保存作業に取り組み、その価値についての理解を深められるよう努めます。



金石城跡（国／史跡）

-
- ※28 **有形文化財**：建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、古文書、考古資料など、歴史上・芸術上・学術上価値の高い形のある文化的所産。文化財保護法に基づき、国や自治体が指定・登録し、保存・活用される。
 - ※29 **赤米行事**：巖原町豆酏地区に伝わる、赤米を祀り、栽培する行事。頭仲間と呼ばれる集団により、旧暦1月2日から旧暦12月末に至る1年間にわたり、頭受け、三日祝い、田植え、お吊り坐し、初穂米、斗瓶酒、日の酒、餅つき、初詣り、潮あび、家祓いなどの諸行事が行われる。中心となるのは、頭受けと呼ばれる頭役交替の行事
 - ※30 **亀卜習俗**：亀卜は亀の甲を一定の作法で焼き、生じたひび割れによって吉凶を占う方法。対馬の卜部（うらべ）は、壱岐や伊豆の卜部とともに古代には宮中の祭祀に関与していたものであるが、亀卜習俗の伝承は今日では豆酏地区のみとなった。そのため古代の民俗知識を伝える貴重な資料として記録保存を行うため国から選択されている。
 - ※31 **指定文化財**：歴史的・芸術的・学術的に高い価値を持つ有形・無形の文化遺産を、文化財保護法や地方自治体の条例に基づき、国や地方自治体が指定して保護する制度
 - ※32 **有形民俗文化財**：衣食住、生産、信仰、年中行事など、日本人の生活の推移を示す道具や家屋など、形ある資料のこと。
 - ※33 **無形民俗文化財**：祭り、年中行事、民俗芸能、生活や生業の技術など、世代から世代へ受け継がれてきた形のない生活文化の伝承。人々の生活の移り変わりを示す重要なもの

主要施策 2 天然記念物の保護

現 状

- ・国境離島という地理的環境から、特異性のある豊かな自然が多く残っています。
- ・希少性の高い動植物が多く、ツシマヤマネコ、鱧浦ヒトツバタゴ自生地など、6件が国の天然記念物に指定されています。
- ・その他県指定、市指定の天然記念物も多く、必要に応じて保護対策を実施するほか、関係する団体へ補助金を交付しています。
- ・市天然記念物の対州馬は、市長部局と連携し、保護・増殖活動に協力しています。

課 題

- ・自然環境や社会環境の変化等から、保護や維持面で対策が追いつかない状況も出てきています。
- ・貴重な自然遺産である天然記念物を守っていくためには、所有者・管理者はもちろんのこと、地域や関係機関が一体となって協力体制を築いていくことが重要であると考えています。

主な取組

【天然記念物の適正な保存・保護】

- ・国天然記念物のツシマヤマネコについては、一時生息数の減少が問題となっていました。環境省を中心とした関係機関や市民との連携により、活発な保護活動が行われています。市教育委員会としても活動をサポートしてまいります。
- ・対馬固有種である「対州馬」について、対州馬活用推進計画の推進を図っており、島内繁殖、増頭の一助となるよう努めてまいります。
- ・鱧浦ヒトツバタゴについては、自生地が国指定を受けているほか、自生木が市指定の天然記念物となっています。シカやイノシシなどの獣害も顕著になっていることから、地元や上対馬振興部と連携協議しながら必要な保護対策を図ってまいります。
- ・その他の天然記念物についても、希少種かつ重要な観光資源であることから、状況を注視しながら適正な保存・保護に努めてまいります。

【関係団体等との連携強化】

- ・適正な保護管理のため、市民や関連団体との連携強化に努めます。

資 料

【国指定天然記念物】

龍良山原始林、洲藻白嶽原始林
御岳鳥類繁殖地、
鱧浦ヒトツバタゴ自生地
ツシマヤマネコ、ツシマテン



鱧浦のヒトツバタゴ（国／天然記念物）

【県指定天然記念物】

万松院の大スギほか9件

【市指定天然記念物】

網代の漣痕ほか9件

達成目標

- ・関係機関、部局と連携し、ツシマヤマネコや対州馬等の保護を進め、生息数、頭数の増加に努めます。



対州馬（市／天然記念物）



唐洲の大ソテツ（県／天然記念物）

主要施策3 市内遺跡の調査・保全

現 状

- ・対馬には縄文・弥生・古墳時代から中世を中心に多くの遺跡が存在し、その地理的要因から朝鮮半島や大陸、九州本土などを含め広い交流圏を持っていたことを裏付ける遺物が多く出土しています。
- ・島自体が国境警備の最前線であったことから、開発行為が自ずと制限され比較的良い状態で遺跡が保存されてきましたが、調査以前の盗掘被害も確認されています。
- ・戦後、九学会連合対馬調査隊^{※34}をはじめ、自治体や研究機関によって各種調査が行われてきました。対馬市においても、業務の調整を図りながら、調査を進めてまいります。

課 題

- ・近年は、公共工事やライフラインの設置・更新のため埋蔵文化財包蔵地やその周辺での工事が多くなってきています。事前の届け出について周知、指導していますが、時折無届けによる着工事案も発生しています。
- ・遺跡の早期調査の必要性は認識しております。現在、市内遺跡発掘調査事業（令和6年度から）を着手し分布調査を実施しました。現在、中長期計画を立て、計画的に調査・整理・登録作業を進めているところです。
- ・大規模又は複数遺跡の発掘調査を計画する場合、予算と作業員の確保に加え、調査体制、整理作業施設の構築が必要になります。
- ・近年はイノシシ、シカによる遺跡の破壊が顕著に見られるため、防獣柵の種類・効果・費用等の情報収集に取り組み、保全策の向上に努めます。

主な取組

【計画的な調査の推進】

- ・発掘調査計画に基づき、優先劣後を整理しながら計画的に取り組めます。

【適正な調査体制の確立】

- ・計画的な調査を進めるためには、調査体制の整備が不可欠であり、調査に必要な人員の確保に努めてまいります。

【無許可開発行為等の防止対策の強化】

- ・埋蔵文化財が国民共有の貴重なものであることを理解してもらい、無許可無届けの開発行為等の防止のため周知広報、関係機関との情報共有を強化してまいります。



資 料

【国特別史跡】

金田城跡

【国史跡】

矢立山古墳群、根曾古墳群
塔の首遺跡、金石城跡、越高遺跡

【県史跡】

出居塚古墳
サイノヤマ古墳
対馬藩お船江跡



越高遺跡（大型土のうと漂着ごみ）

達成目標

- ・市内遺跡の適切な保存・管理に向けて発掘調査、整理作業を進め、その成果を報告書として刊行します。
- ・新規遺跡の登録を順次行います。
- ・越高遺跡の整備活用計画の策定に取り組みます。

※34 九学会連合対馬調査隊： 九学会連合とは、日本の人文科学系学会の連合組織。日本各地で共同の学際的な地域研究を行って報告書を刊行し、機関誌『人類科学』を刊行した。

日本民俗学を支えた渋澤敬三の提唱により、1947（昭和22）年に人間科学に関係の深い6つの学会の組織から発足し、1950（昭和25）年に日本民族学会、日本民俗学会、日本人類学会、日本社会学会、日本言語学会、日本地理学会、日本宗教学会、日本考古学会の八学会連合になり、1951（昭和26）年に日本心理学会が加わって九学会連合となった。

九学会連合による共同調査は、1950年と51年の夏に行われた対馬での共同調査を皮切りに全国規模で実施されていった。

主要施策 4 民俗文化財の調査・記録保存

現 状

- ・対馬には有形無形の民俗文化財が多く存在します。有形民俗文化財は生活様式の変化により、各家庭に保管されなくなり、その多くは公共の郷土館、資料館等に保管されている状況です。
- ・各地区に伝承された盆踊をはじめ、多様な伝統芸能や習俗が伝わっていましたが、社会情勢の変化から、その存続が難しくなり、伝承が途絶えてしまったところも少なくありません。そのような中、対馬盆踊保存連合会が結成され、「対馬の盆踊」が国の重要無形民俗文化財に指定されました。
- ・現在、記録作成等の措置を講ずべき無形民俗文化財として7件、国の選択を受けており、そのうち「命婦の舞」は、調査報告書を作成しています。

課 題

- ・有形民俗文化財については、適正な保存管理と博物館等での展示活用が求められていますが、重複する資料も多いことから、ある程度選別し、劣化の著しいものについては、寄託者への返還、廃棄の検討も必要です。
- ・無形民俗文化財については、伝承が途絶えることがないように保持者や関係団体との連携を強化することに加え、イベント等を通じて新たに復活しようとする伝承者や団体の掘り起こしにも努めていく必要があります。

主な取組

【有形民俗文化財の適正な管理・保管】

- ・管理する資料の整理と保管場所の確保について検討していきます。

【無形民俗文化財の伝承保護、調査】

- ・盆踊をはじめとする伝統芸能や民俗行事についても、保持者や団体の動向を注視しながら、必要なサポートを行っていきます。
- ・豆酩の赤米行事については、岡山県総社市、鹿児島県南種子町と赤米伝統文化交流協定を締結しています。豆酩小学校、豆酩中学校が令和8年3月に閉校することが決定したので、子ども交流の継続、次世代への継承問題を早急に解決する必要に迫られています。また、赤米の種の保存を絶やすことのないよう、育成組織の構築に取り組みます。



命婦の舞

資 料

◎国指定重要無形民俗文化財（令和7年4月現在）

◇対馬の盆踊

○国選択無形民俗文化財

- 対馬の亀卜習俗 □対馬巖原の盆踊
- 豆酩の赤米行事 □対馬美津島の盆踊
- 命婦の舞 □木坂・青海のヤクマ
- 対馬の釣鉤製作習俗

●県指定有形民俗文化財

- 豆酩寺門檜ぼの遺跡
- 豊玉の猪垣

達成目標

- ・豆酩の赤米神事について、保存会などと連携しながら今後も継承され、後世に残していけるよう努めてまいります。
- ・伝承活動を続けている、上里の盆踊り、吉田の盆踊り、曲の盆踊りと連携を図り、保存・継承問題の解決に努めてまいります。



相川七瀬赤米諮問大使と赤米の田植えをする豆酩小学校の児童

2024年（令和6年）6月

主要施策5 文化財の活用

現 状

従来の「保護」を主眼とした文化財行政から、「活用」も含めた事業推進が求められているため、多くの貴重な文化資源を活用しながら地域の活性化につなげていくことが重要です。しかしながら、現状では有形無形を含め総体的に文化資源を十分に活用しているとは言えない状況です。

課 題

史跡や天然記念物などの案内板、説明板について、合併前の旧町時代に製作され、老朽化して更新が急がれるものが多い状況ですが、観光名所と重複する箇所も多く、観光部局との連携協議による調整が必要です。

主な取組

【文化財PRイベントの実施】

- ・文化財への理解を深めてもらうため、史跡等のPRイベントや発掘調査現地説明会等を実施します。
- ・老朽化した標識や説明板の更新を計画的に進めるほか、獣害対策の改善を図り、保護対策に努めます。

【子どもたちの郷土学習への寄与】

- ・学校による郷土学習に協力し、子どもたちに歴史や自然、文化財の素晴らしさをアピールし、「文化財ファン」の増加に努めます。

【情報発信の強化】

- ・島外からの観光客や研究者の要請に応じ、資料解説や現地案内をとおして「対馬ファン」の獲得に努めます。
- ・対馬の文化観光拠点である対馬博物館と連携を図り、より良い展示ができるよう協力してまいります。
- ・史跡の整備報告書や遺跡の発掘調査報告書の作成・配布をとおして、対馬の文化財の価値・意義を発信してまいります。
- ・あらゆる機会を通じて、対馬の文化財に関する情報を提供してまいります。また、関連する団体と連携して、文化財の活用を推進してまいります。
- ・必要に応じて、文化財周知のパンフレット等を作成します。

資 料



金田城跡（南門特別公開・登山道清掃作業）

達成目標

- ・文化財標識、説明板等を補修・設置します。
- ・少しでも多くの小・中学生、一般市民が、対馬の文化財に接することができる機会を設けます。（ボランティア等を含む）



特別史跡金田城跡南門公開イベント

第4章 計画の着実な推進のために

1 計画の進捗管理

対馬市教育振興基本計画については、計画（PLAN）、実施（DO）、評価（CHECK）、改善（ACTION）のPDCAサイクルにより定期的かつ適切な進捗管理を行うため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき実施している「教育委員会の権限に関する事務の管理及び執行の状況に係る点検・評価」により自己点検・評価を行い、事業の検証・見直し等を行っていきます。

2 計画の見直し

本計画は、令和8年度から令和12年度までの5か年計画とし、計画期間中に教育や社会情勢等の変化及び国の教育に関する施策の大幅な変更等、計画期間の途中においても必要に応じて柔軟に計画内容の見直しを図っていきます。



第3期対馬市教育振興基本計画

令和8年3月策定 対馬市教育委員会

